

河川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る  
委員会指示（案）に関する公聴会記録

- 1 開催日時 令和8年2月19日（木） 13時30分から14時20分まで
- 2 開催場所 余市町浜中町238番地  
道総研中央水産試験場 3階 セミナー室
- 3 出席委員 池守 力 小西正之
- 4 臨席者 後志総合振興局産業振興部水産課 課長 安住拓郎  
後志総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 竹嶋寿弥
- 5 事務局 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 中山威尉  
石狩後志海区漁業調整委員会 主事 小林千紗
- 6 公述者 7人

7 公述の概要

※個人情報（公述内容に支障のない情報）についての発言は、●●●●としています。

中山事務局長	只今から、珊内川など6河川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示（案）についての公聴会を開催します。私は、石狩後志海区漁業調整委員会事務局の中山と申します。よろしくお願ひします。まず、開会にあたりまして、池守会長よりご挨拶申し上げます。
池守会長	ただいま紹介のありました、池守でございます。よろしくお願ひ致します。本日は、何かとお忙しいところ、多くの皆様にお集まりいただき、誠にありがとうございます。 この後、事務局から委員会指示（案）の内容について皆様にご説明させていただきますが、当委員会の規程により、公聴会では討論及び表決は行わないことになっているほか、委員から皆様への質問は出来ませんが、皆様から委員へ質問することはできませんので、ご承知おきをお願い致します。 さて、本日の公聴会で皆様にご意見をお聞きする内容については、珊内川など6河川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に係る委員会指示（案）についてであります。 地域の重要な水産資源であるさくらますは、春を中心に河口付近に来遊し、川を遡上した親魚を秋頃に捕獲し、卵を採り稚魚を育て、放流するふ化放流事業を行っております。また、さくらますは天然資源の割合が高いと言われており、自然再生産の活用も資源の増大に向けて、極めて重要と考えております。 珊内川など6河川では、令和7年まで河口規制を複数年実施し、ふ化放流計画に基づく親魚捕獲などに取り組んできたところであり、年変動は大きいものの計画並の実績が得られた河川もあれば、課題が見えてきた河川

もあるところですが。

近年の後志管内のさくらますの漁獲量を見ると、令和6年までは増加傾向にありましたが、令和7年は前年の3分の1に留まるなど不安定な状況にあります。

また、ふ化放流事業に限らず、自然再生産の比率が高いと言われているさくらますの河口規制は、魚道の維持管理をはじめとした河川環境の改善とともに、さくらます資源の増大に大きく寄与するものと考えており、その恩恵は漁業者のみならず、遊漁者の皆様などに対しても、広く波及するものと考えております。

このような状況を踏まえ、これまでと同じ内容の河口規制を継続し、単年毎に各種取組状況を確認しながらその後の対応を検討するため、令和8年10月までを期間とした委員会指示（案）について、皆様のご意見をいただきたいと思っております。

なお、本日の公聴会でいただきましたご意見や2月末まで実施しているパブリックコメントの結果も踏まえ、後日、開催予定の海区漁業調整委員会において審議をするということになっております。

以上、本日の公聴会の開催趣旨をご説明いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

中山事務局長

ありがとうございました。最初に、石狩後志海区漁業調整委員会の出席委員を紹介いたします。池守会長です。小西副課長です。

次に、臨席者を紹介いたします。後志総合振興局安住水産課長です。

この後は、池守会長に会議を進行していただきます。

池守会長

それでは、議事に入る前に「公聴会に関する手続規程」について事務局より説明願います。

中山事務局長

次第の次に添付してある資料1「石狩後志海区漁業調整委員会公聴会に係る手続規程」をご覧ください。

まず、第3条において、公聴会では、討論及び表決は行わないこととなっております。次に第8条及び第9条において、公述者、本日ご意見をいただく皆様につきましては、会長の許可を得て発言を行っていただきまして、発言の内容については今回の河口規制に関する案件の範囲を超えてはならないこととなっております。また、第10条において、委員会の委員は公述者に質疑できますが、公述者は委員に質疑することはできないこととなっておりますので、よろしくお願い致します。

池守会長

それでは、今回の案件であります「河川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限に関する委員会指示（案）」について事務局より説明願います。

中山事務局長

まず、今般の委員会指示（案）策定に係る端緒をご説明しますと、さくらますの来遊状況や、令和7年までの河口規制中の親魚捕獲や放流の実績、今後のふ化放流計画及び体制整備の予定を踏まえ、引き続き、各河川にお

いて従来と同様の河口規制を実施し、ふ化放流計画に基づく親魚捕獲や採卵、稚魚等の放流の継続を促進することにより、さくらます資源の維持増大を図るため、今般、日本海さけ・ます増殖事業協会から当委員会に対して、河口規制に関する委員会指示の発動要請があったところです。

資料2をご覧ください。こちらは委員会指示（案）となっており、令和7年までは複数年の委員会指示としていましたが、今回は単年毎に取組状況を確認しながら今後の検討を行うため、委員会指示の期間を令和8年10月までとしており、この点のみが従前と異なっています。これまでの取組や規制概要などについては後ほどご説明します。

参考資料1をご覧ください。こちらは委員会指示（案）の概要となります。まず、委員会指示の目的、趣旨ですが、漁業法第120条第1項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護を図るため、さくらますの遡上時期における珊内川、古宇川、野東川、尻別川、泊川、千走川の河口付近における採捕禁止区域及び期間を定め、さけます資源の繁殖保護を図るもので、さけ及びますを採捕してはならないとするものです。

委員会指示に係るスケジュールですが、1月下旬から2月下旬の1ヶ月間、資料をホームページで公開し、電子メール、ファックス、郵便により意見募集を行っており、本日の公聴会での意見も踏まえ、3月の海区委員会で審議を行うこととしています。裏面の表の内容は、先ほどご説明した委員会指示（案）の内容と同じものです。

参考資料2の1ページをご覧ください。現状についてですが、後志管内では重要な水産資源であるさくらますの安定的かつ持続的な利用を図るため、さくらますの増殖事業に取り組んでいるほか、河川環境の維持を図るための魚道清掃も行われています。

南後志地域では、右上の表のとおりふ化放流計画の見直しに伴うさくらますの必要親魚数の増加や自然再生産の重要性を踏まえ、親魚の河川遡上を促進するため、令和3年から泊川、千走川、令和4年から珊内川、古宇川、野東川、尻別川において海区委員会指示による河口規制を令和7年まで実施し、その効果を検証するとしていたところです。まず、右下の図にあります後志管内におけるさくらますの漁獲量の推移を見ると、令和6年まで増加傾向にあったものの、令和7年は前年の約3分の1に留まるなど、不安定な状況が続いております。加えて、地域の重要な親魚捕獲河川である尻別川では令和7年に大量死が発生し、今後、地域に來遊する資源の減少が懸念されるところであります。

次に、令和7年までの河口規制の実施結果についてご説明します。河口規制期間中の親魚捕獲について、2ページの右側の表に計画、実績、達成率を示していますが、年変動は大きいものの、半数の河川で計画並の親魚捕獲が概ね達成され、表の右側にある令和4年級、5年級の放流実績を見る雄、複数河川で親魚捕獲、採卵し、生産された稚魚等を河川間で融通することにより、必要な放流尾数は概ね確保されている状況にあります。

一方、計画未達の河川では、今後、親魚の遡上状況の再調査や捕獲方法

の再検証等による体制整備が予定されています。また、魚病の発生による放流魚の減少も一部河川では発生したことから、複数河川による親魚捕獲によりリスク分散を図る必要があると考えられます。

河川毎の具体的な取組状況や課題は2ページの左側に示しております。遡上した親魚は婚姻色により成熟状況を確認し、8～10月頃に捕獲が行われています。また、親魚の来遊は4月に多く、数は少ないものの秋季に遡上する親魚も確認されていると聞いております。このような状況を踏まえ、引き続き、各河川において従来と同様の河口規制を実施し、ふ化放流計画に基づく親魚捕獲や採卵、稚魚等の放流の継続と自然再生産の促進により、さくらます資源の維持・増大を図りたいと考えております。

規制内容の詳細は3ページのとおりで、従来と変更はありません。尻別川、千走川はさくらますの重要な親魚捕獲河川としての役割を担っており、珊内川、古宇川、野東川はさくらます親魚の遡上が確認され、泊川は千走川に隣接する親魚捕獲の補完機能を有する河川として重要な位置づけにあります。

各河川の概要ですが、禁止期間は、珊内川は4月から8月まで、古宇川、尻別川は道の漁業調整規則で5月から規制しているものを1ヶ月前倒しして4月から、野東川は4月から道の漁業調整規則の規制前の8月19日までとします。また、禁止区域を珊内川に設定し、古宇川、野東川、尻別川は道の漁業調整規則と同じです。泊川、千走川は道の漁業調整規則で5月から8月まで規制しているものを9～10月の2ヶ月間延長するほか、千走川は4月についても禁止期間とします。禁止区域は、泊川は道の漁業調整規則と同じで、千走川は区域は左岸が500m、右岸が800m、沖だしが左岸300m、右岸700mとし、これらで囲んだ区域となります。4ページに禁止区域のイメージ図を示してあります。

なお、委員会指示の期間は、親魚の捕獲、採卵、稚魚等の放流のほか、親魚の遡上状況の調査や捕獲方法の再検証など各種取組状況を単年毎に確認し、その後の対応を検討するため、先ほどご説明したように令和8年10月31日までとしております。

以上で説明を終わります。

池 守 会 長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、これから皆様からご意見を伺いたいと思います。

意見を述べられる方につきましては、最初に所属及び役職名、若しくは住所を述べ、次に氏名を名乗ってから発言してください。記録に残す関係がございますので、明瞭によろしくお願い致します。

なお、出来るだけ多くの皆様からご意見を頂戴したいと思いますので、意見は簡潔にお話頂けると幸いです。

それではご意見を伺います。ご発言される方は、挙手をお願い致します。

公 述 者 1

●●●●の●●●●です。

まず、古宇川についてですが、さくらます稚魚の放流を長年実施しております。さくらます親魚の確保が近年少なくて厳しい状況になっていますが継続的に親魚確保を行っております。今後も資源増殖に向けて実施していきたいと思っています。さくらますの遡上時期に海から川へ遡上するさくらますの資源保護の効果が期待できることから、引き続き、河口規制の継続をお願いします。

珊内川については、さくらます親魚の採捕実績もあり、上流のふ化場では稚魚の生産、放流も行っています。今後のさくらます資源の維持、安定のため、河口規制を引き続きお願いします。

池 守 会 長

ありがとうございました。次の方をお願いします。

公 述 者 2

●●●●に住んでいる●●●●と申します。個人の遊漁者です。岩内の野東川の河口規制について、さくらますの規制対象の河川として適切なのか疑問があります。さくらますは放流由来の魚より野生魚に資源が大きく依存していると認識しております。野東川については、とんでもない数の床固工や川底がブロックで敷き詰められていたり、あとは数年前に魚道ができたのか改修されたのかわからないんですけども、魚道が改修された砂防ダムのたぶん200mくらいすぐ上に魚道のない砂防ダムがあったり、ちょっと意図がよく分からない河川改修とかもあります。

野東川に限った話ではないんですけども、河川管理者の方々にもさくらますの資源の保護について、意識の共有、情報の共有をしてほしいなと思っています。例えば、余市川や堀株川でも、最近、洪水防止の目的で河川改修、河畔林の伐採などが行われておりますし、自分が見た限り珊内川についても砂防ダムの魚道の閉塞などが発生しており、河川管理者のさくらますの自然再生産というか遡上などの情報共有がされているように見えなかったもので、情報の共有と自然再生産を増やすような取組をして頂きたいと思っています。以上です。

池 守 会 長

ありがとうございました。次の方をお願いします。

公 述 者 3

●●●●からきた●●●●といいます。私も先ほどの方と同じく、一般遊漁者という立場、あと消費者という立場から意見を述べさせていただきたいと思います。今回は公聴会を開いて頂きご配慮ありがとうございます。発言の前に1点確認したいのですが、今回の趣旨はさくらますの遡上時期において各河川の河口付近に採捕禁止区域、期間を定め、さくらます資源の繁殖保護を図るものという認識で相違ないか。

中山事務局長

はい。

公 述 者 3

では、意見を述べさせていただきます。

さくらます資源は、北海道を代表する魚として近年の安定的な生産は関係者のご尽力の賜だと感じており感謝しております。私個人、遊漁者とし

て消費者として資源が安定することに反対はなく、資源保護に賛成の立場であることを始めに述べます。これから述べる意見は遊漁者だけでなく、消費者である多くの道民と漁業者の関係を良好に保ち、今後とも建設的な対話が実現することを願うための意見としてお聞き頂ければ幸いです。

具体的な内容に入ります。今回はこの指示内容を全面的に見直ししていただきたいと思います。理由としまして、個人の権利制限をする場合には、次の2点が条件として満たされることが必要とされています。憲法13条に謳う比例原則、憲法14条に謳う平等原則。本指示は、憲法に照らし、過剰な権利制限が強く疑われます。具体的には、当海域には既に委員会指示第3号にてさくらます船釣りライセンス制が実施されており、遊漁者が既に制限を受けております。そして、本案は対象者を限定せず、遊漁者に対しても同一目的で重複した制限であり恣意的な制限が強く懸念されます。なお、船釣りライセンスの実施をもってしてもなお資源保護の必要性、緊急性があれば許容されると思いますが、その検証等の公表がないままでは検討に値するものではないと考えます。また、次に述べる理由から、4年間の評価からも公共の福祉に寄与しているとは認められず、本指示の妥当性が存在しません。なお、海区委員会のホームページには、船釣りライセンス制はさくらます資源の保護と明記されています。

次に過去4年間のデータ、親魚捕獲数等について評価しました。この場合、使用するデータとしましては、客観的な事実を用いることが最低限の必要条件です。誰かがだと思ふ、誰かが言ったという信憑性の薄い情報を排除しなければ間違った判断につながってしまいます。先ほど事務局長から秋に遡上する魚があると聞いていると言われましたが、これは客観的な事実とは認められません。事務局長に私が計算した結果を提出していますが、統計的な手法を使って、平成30年から令和7年のデータを解析してみました。いずれの河川、全体においても効果がないという評価になりました。私も専門家ではないので、信憑性を担保するために複数の手法で評価をしましたが、いずれも同じ傾向の効果がないとの評価になりました。なお、本日の議題からちょっと離れるので資料には載せていませんが、令和3年から河口規制が実施された千走川において2016年から2025年までの10年のデータを用いて検証しましたが、こちらはより明確に効果を否定した結果となっています。

なぜこのように効果を否定するような評価となったのか考えてみます。河川の遡上時期に注目しています。道発行の試験研究は今 No41 さくらますの海中飼育はどこまで進んでいるかによると、さくらますの海水での飼育水温はマイナス1度から20度とあります。つまり、水温が20度を超えるまでに大半のさくらますが海から遡上していると考えるのが自然です。では、そのタイミングがいつかというのと、これも事務局長に資料を提出していますが、太陽高度の高い6月、7月というのはごく沿岸の海域では沖合より海水温が高くなるのが常です。気象庁の海水温のデータを見ますと、後志西部海域27点の平均値のデータですから、それよりは高くなることが

予想されます。したがって、気象庁のグラフから18度以下で大半の遡上が完了すると考えるのが適当と思います。グラフから読み取ると18度ラインは過去5ヶ年最低値を見ても6月末には達しており、7月以降の制限は目的、趣旨に合致しないと解するのが自然であります。

なお、北海道の内水面では、さくらますの採捕は禁止されておりますので、他県の一般アングラのデータになりますが、さくらますの研究というウェブサイトには本州日本海、明記はされていませんが山形県の最上川のことだと思っておりますが、さくらますの104匹という少くないサンプルから釣獲時の最高水温は16度とあり、このことも18度という正当性を補完するものと思います。なお、遡上始期のデータは、公的機関の資料からは見つけることができませんでした。ただ、先ほどのさくらますの研究というウェブサイトには2月から7月の旬別データがあるのですが、3月下旬以降の釣果が全体の98.3パーセントであり、山形県海域の3月下旬の5年平均値は約10度であります。本海域で10度に達するのは、同じく5ヶ年平均で5月であることから、始期は5月以降が適当と考えます。

池 守 会 長

簡潔に説明願います。

公 述 者 3

ここまでが規制の妥当性について述べました。配付された参考資料について、令和7年の資源が減少したという話がありますが、北水試だによると、当海域において漁獲量から資源を推定するのはC P U Eの関係で過小評価をしてしまうという表現があります。漁獲量をもってイコール資源量と判断するのは拙速であります。また、2-2にサクラマス親魚の魚病のことが書いてあるんですが、前回規制時の委員会議事録を読むと、1年ずれていて令和2年級の魚が令和3年に魚病が発生しまして、回帰するのは令和5年の親魚に影響すると前会長から述べられております。したがって、この年数の表現は誤りであると思います。ちなみに、このとおりであったとしても、毎年のように魚病を出してしまうというのはちょっといかなものかと思ひまして、それを一般遊漁者に責任を負わせるようなのは違うなと思ひます。

最後に、前回令和4年の河口規制策定時に私が思った点として、いろいろな法的な手続きの不備がありました。その際、知事室にも問い合わせたんですけども、委員会は知事部局じゃないから法に従わなくていいみたいな回答がきたんですが、それは明らかな間違いと考えます。委員会は法に定められた組織ですし公的立場ですから、遵法のプロセス、手続きをふむべきだと考えます。

以上のことから、前回令和4年に定められた指示案はそもそも適法なものとはいえず、そのまま踏襲するような今回の指示案は賛成致しかねるということでもあります。

池 守 会 長

ありがとうございます。次の方お願いします。

公 述 者 4

●●●●の●●●●です。私の方からは、今後につきましても従来どおり河口規制を続けていただきたいと考えております。親魚の確保につきましても当漁協で検討して進めていきたいと考えております。それと話は逸れるのかもしれませんが、規制が入る前までは、野東川の河口から右岸の方になります。標柱までの間、日の出の前後から遊漁者がきて海岸線にある2mくらいの波返しの内側に乗用車が何台も停まって、住民の方々から夜が明ける前からエンジンをかけて待機しているといった苦情を私は受けた経験があります。さくらますの保護とちょっと違うかもしれませんが、遊漁者による地域への影響もあるので、規制を継続していただきたいと思っております。

池 守 会 長

ありがとうございます。次の方お願いします。

公 述 者 5

●●●●の●●●●です。それでは、私の方から簡素にお話をさせていただきます。当該区域、泊川及び千走川なんですが、春先の大変重要な水産資源となっているさくらますは、一昨年度は約12トンの漁獲量がありましたけれども、昨年度は約6トンと大幅に減少しました。漁期時期は、ご承知のとおり早くて3月後半に若干姿が見えまして、4月から5月にかけて本格的な来遊期を迎えますが、あわせてこの時期、島牧釣りスポットとして非常に多くの釣り客が年々増加傾向にあります。

こうした現状を踏まえ、少なくともさくらます資源増大には、野生魚の自然再生産にもつながる親魚の遡上を継続促進し、かつ環境保護に努めることが重要と考えているところでございます。また、人工ふ化放流についてですが、千走川が親魚確保の最も重要な河川でございます。その千走川で十分な親魚確保ができない状況になった場合、それを補う補完河川とする泊川についても、遡上状況の確認の有無及び体制整備をしながら、親魚確保に尽力して参りたいと考えておりますことから、委員会指示（案）のとおり、引き続き、千走川及び泊川の河口規制をよろしくお願い致します。

池 守 会 長

ありがとうございます。次の方お願いします。

公 述 者 6

●●●●の●●●●です。我々は、各河川でさくらますの捕獲、採卵し、種苗を確保しておりますが、参考資料2にあるように、近年割と良かったのですが、昨年、河川捕獲は計画を下回った河川が多く、未だに不安定な要素があるので、ぜひともご理解いただいて河口規制の継続をお願いしたいと思います。それから、さきほど●●●●のお話で2年連続魚病の話がありましたが、現場では魚病が出ないように神経すり減らして取り組んでいますので、そこもひとつご理解願いたいと思います。

公 述 者 3

魚病は、2年連続出たということではよろしいでしょうか。

公 述 者 6

はい。3年目に完全に施設を空にして、消毒をし、それからは出ていません。

池 守 会 長

ありがとうございます。次の方をお願いします。

公 述 者 7

●●●●の●●●●です。よろしくお願いします。さくらますは、令和7年度は低い状態でありましたが、やはり人工資源由来と天然資源由来で、さくらますは野生魚の依存度が高いということも近年わかっております。実績がゼロの河川もありますけれど、川に遡上させることが第一前提で、下流の方では河口規制もしていただきながら、上流の方では河川整備、魚道が停止している部分は整備をし直すといった形で、ダブルで実施し、まずは資源を安定化の方向に向かわせる。今日ここに来られている皆さん一人一人の協力なしではなし得ないことだと思いますので、官民一体となって資源回復に向けてつなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

池 守 会 長

ありがとうございます。他にありませんか。

池 守 会 長

なければ私からひとつ申し上げます。昨日、さけの専門家の講演があり、●●●●が説明されていたようにさけ稚魚を放流する時の水温帯は8度から18度と言っていた。ふ化放流事業では、さくらますのほかにさけも放流しているが、自然産卵をさせた方が回帰率はいいんではないかと、魚が強くなると。こういったことも考えていかないと、増殖事業団体も莫大なお金をかけて事業を実施しているが、魚が帰ってこない状況になっている。

漁業者はTACなどで漁獲が規制される一方、遊漁者の方々は漁業者が獲れない魚まで獲って販売しているという話も聞いている。さくらますは船釣りライセンス制があるが、陸釣りに制限はないのは矛盾しているのではという意見も漁協の組合長から出ている。こういった状況で親魚を遡上させて産卵させてという気持ちは、どこの漁協の組合長も一緒。さけにしても同じ。昨年、網走でさけ釣りの規制をかけたはずだが、どこの地区でも出てきている話で、それだけ漁業者が今大変な状況になってきている。まぐろにしても国際的な規制があり漁業者は漁獲制限があるが、遊漁者はスーパーなどに販売しているという話も出てきている。

船釣りではライセンス申請すればさくらますを釣ることができ、道に対しては、陸釣りの場合もライセンス料を徴収してできないのかという話もしている。遊漁者の方々にも漁業者の状況も理解していただきたいと思う。

公 述 者 3

先ほどは触れることができなかつたのですが、その点については私も考えがありまして、過去の議事録から委員さんからそういった意見があったのは承知しております。法律的に陸釣りを制限するのは非常に難しいことです。ただ、釣り人が色んなところでトラブルを起こしているのは事実です。事務局長に提出した資料に私の考えた案を述べているのですが、法令やルールとか資源保護とは何かを知らない人がたくさんいるので、そういったことに関する講習を受ける場を設けて、増殖協力金を募り、きちんと知識がつけた人に講習の対価として受講済のステッカーを送り、車やタッ

クルに貼ってもらうことが広がっていけば、その釣り人はルールを解っている人、資源を守ろうとする意識がある人ということが多くの人に認識されることになると思います。日本人は同調圧力に弱いというのもあります。そういった意識のある人がない人に対して、暗黙のプレッシャーをかける。そういった制度を私は考えておりました。

池 守 会 長

そういった話は委員会の中でも出ているので、道とも話をしながら、これから考えていきたい。

その他に意見が無ければ、これで委員会を閉じさせていただきます。本日は、貴重な意見をありがとうございました。